

イ 地元企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

VC の管理運営業務は、職員が直営により行うことを基本としており、外部の専門業者に委託する業務は、法律等に定められた有資格者等が行う業務、専門技術・資格等を要する業務、特殊な機械や専門機器を要する業務、危険を伴う業務等を基本とします。

その際の委託先は、地域経済への貢献や地域連携の視点に立ち、地域に精通し迅速かつきめ細かい対応が可能な地元企業を優先し、地元が発注可能な企業がない場合は、県内企業へ発注します。

【地元及び県内企業への委託予定】

施設	区分	管理項目	管理内容	委託企業所在市町
秦野 VC	施設管理	窓清掃	設備清掃	■
	施設管理	エアコンフロン点検	設備点検	■
西丹沢 VC	施設管理	浄化槽点検	設備点検	■
	施設管理	浄化槽清掃	設備清掃	■

この他、当協会のスケールメリットを活かし、都市公園等で集約発注により調達している VC で使用するコピー用紙やトイレトペーパー等の消耗品購入についても、県内企業を優先することを基本としています。

6 節減努力等

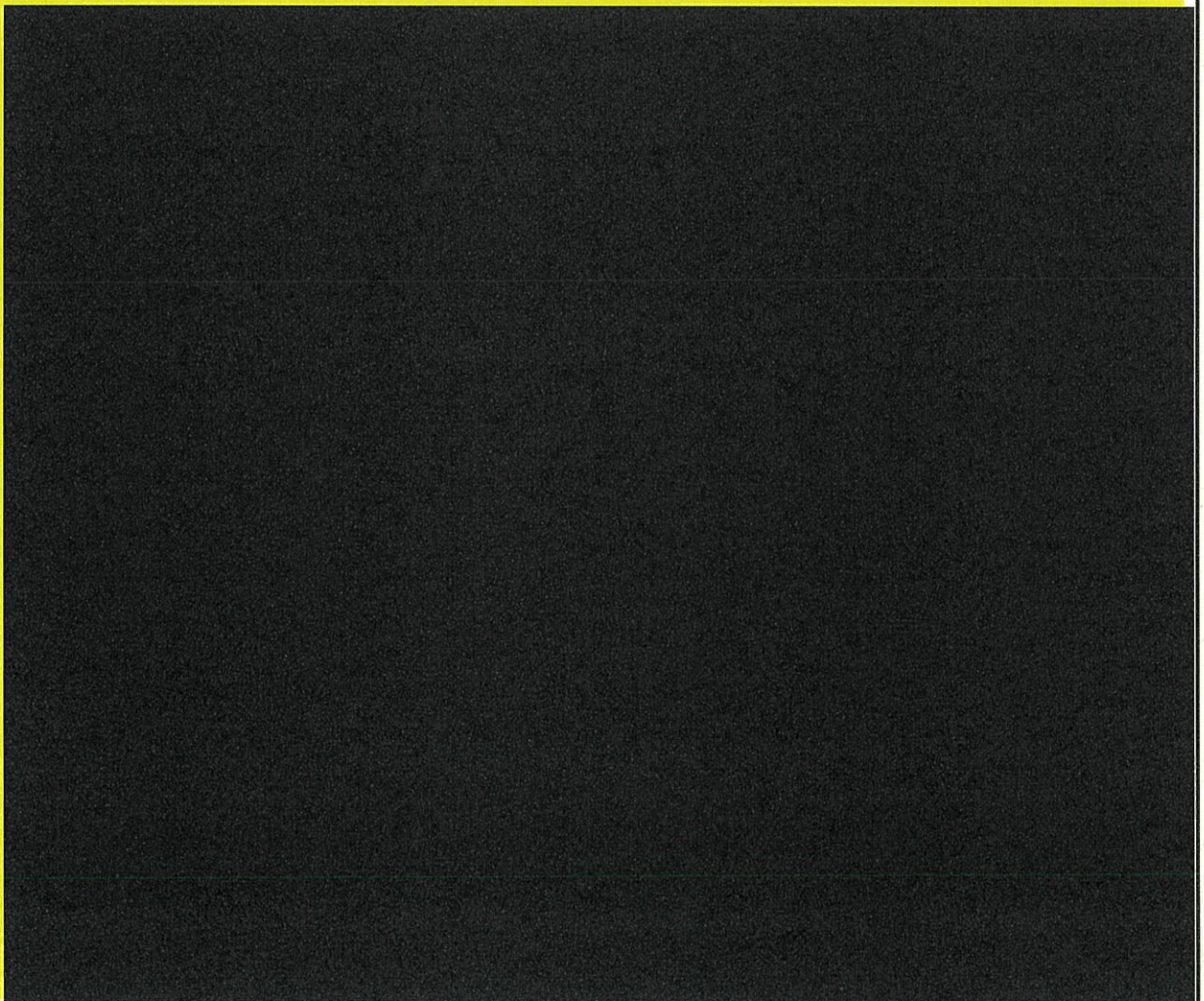
経費積算内訳書（支出計画書）により審査しますので、記載不要です。

7 人的な能力、執行体制**(1) 人的な能力、執行体制**

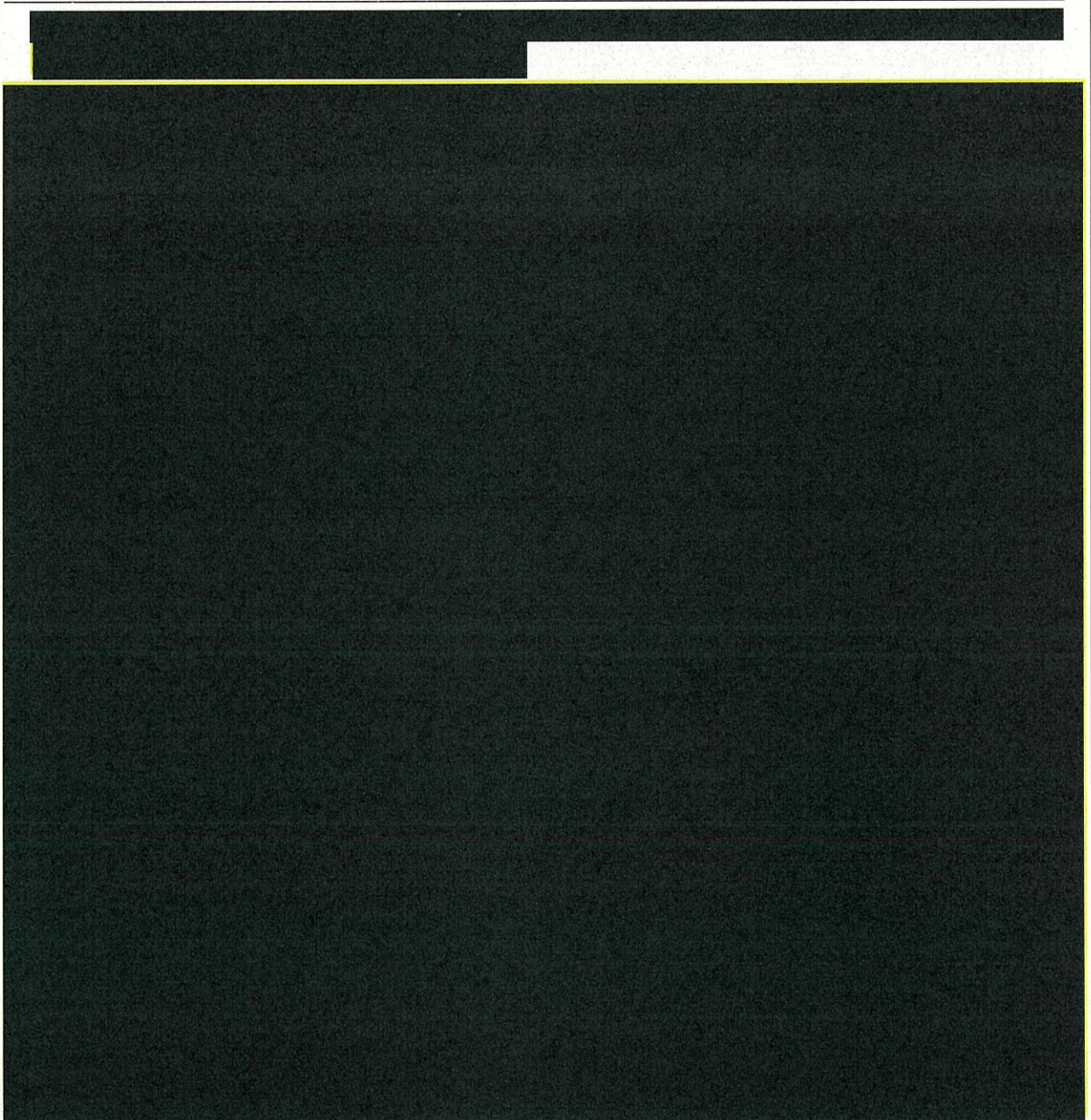
ア 指定期間を通じて2施設を一体的かつ効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況



(ア) 両 VC 職員配置 と役割及び経歴など



(イ) VC 組織図及び連絡体制



イ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制

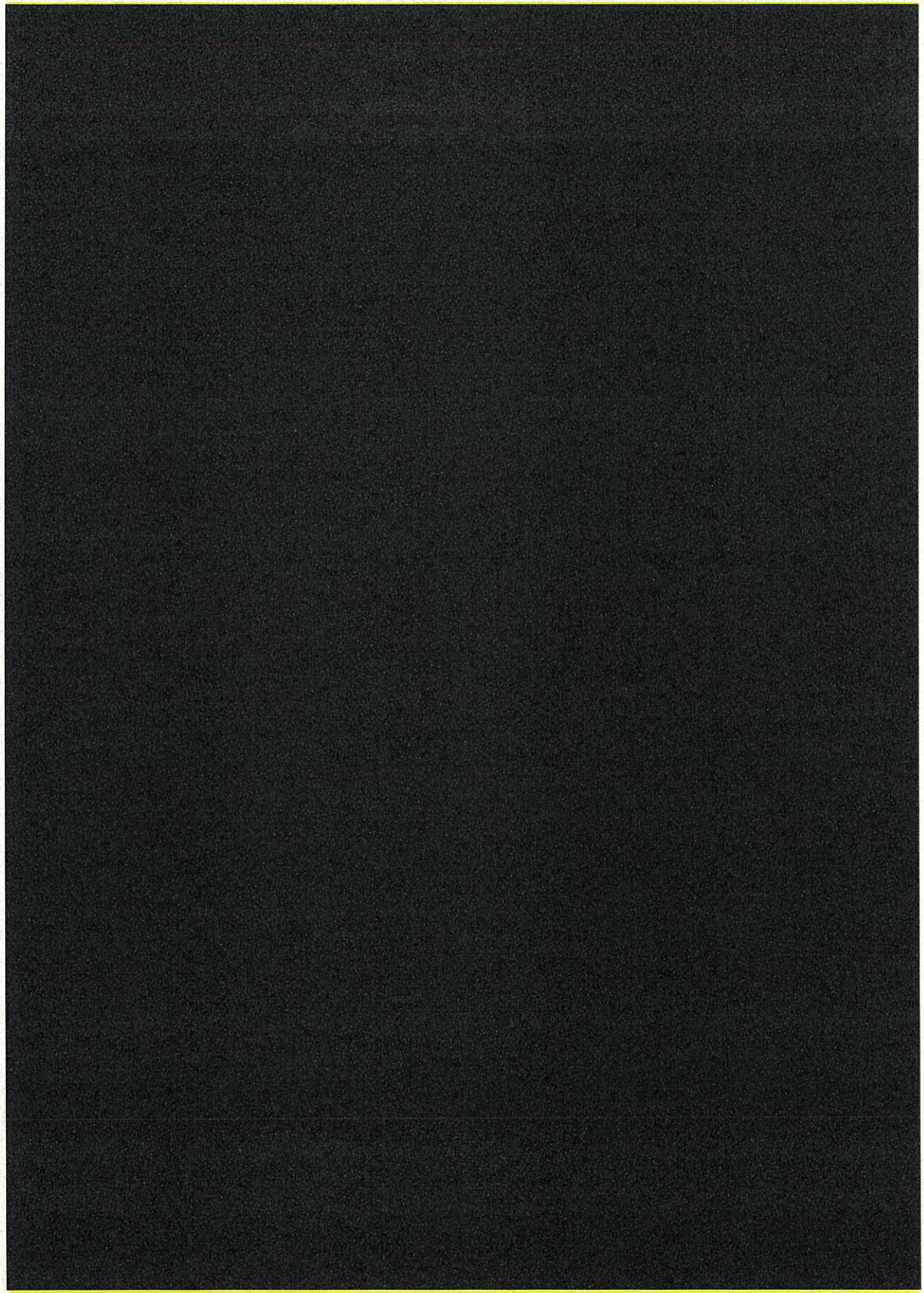
契約における問題及び受注者を管理する上での問題を防ぐことを目的に関係規程やマニュアルに基づき、受注者の指導監督を行います。

■ 指定管理者としての受注者の管理、指導監督等

- ・ 業務を委託した際、受注者が法令遵守、品質確保、安全確保、工期厳守、利用者対応等、善良なる管理者の注意義務をもって誠実に業務の履行がなされているか指導監督
- ・ 原則として、発注者は監督員、受注者は現場代理人を配置し、配置しない場合、受注者は業務責任者を配置し、事前に作業方法、工期、安全管理体制等について確認を行い、実施業務にあっては、日報の提出や現地確認等により指導監督
- ・ 委託契約書には、業務上知りえた内容等の守秘義務について規定
- ・ 業務完了後は、完了検査を実施し、業務の履行確認を行い、品質確保を図る

ウ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用

(ア) 人材育成



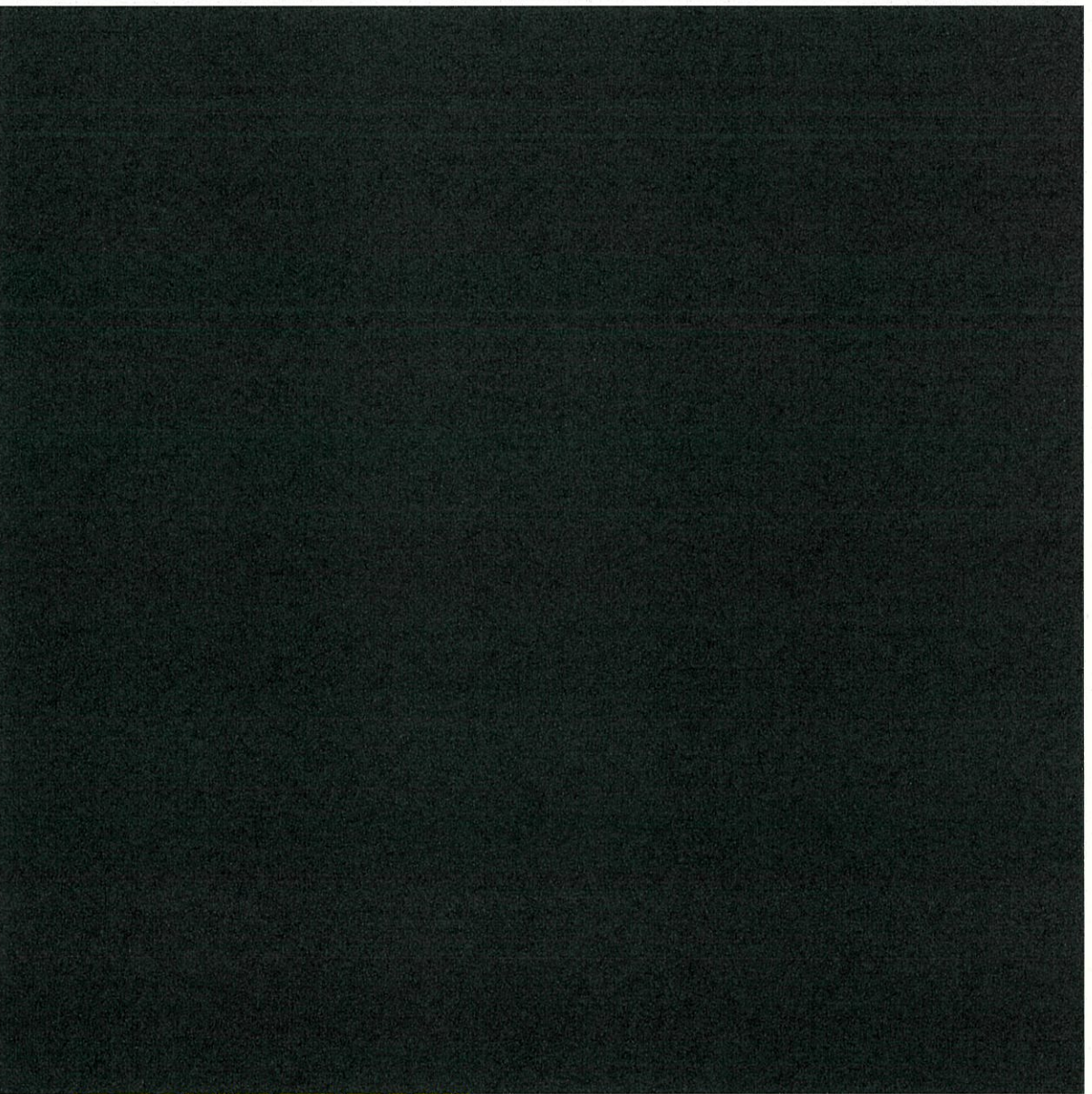
(イ) 就労意欲向上の取組

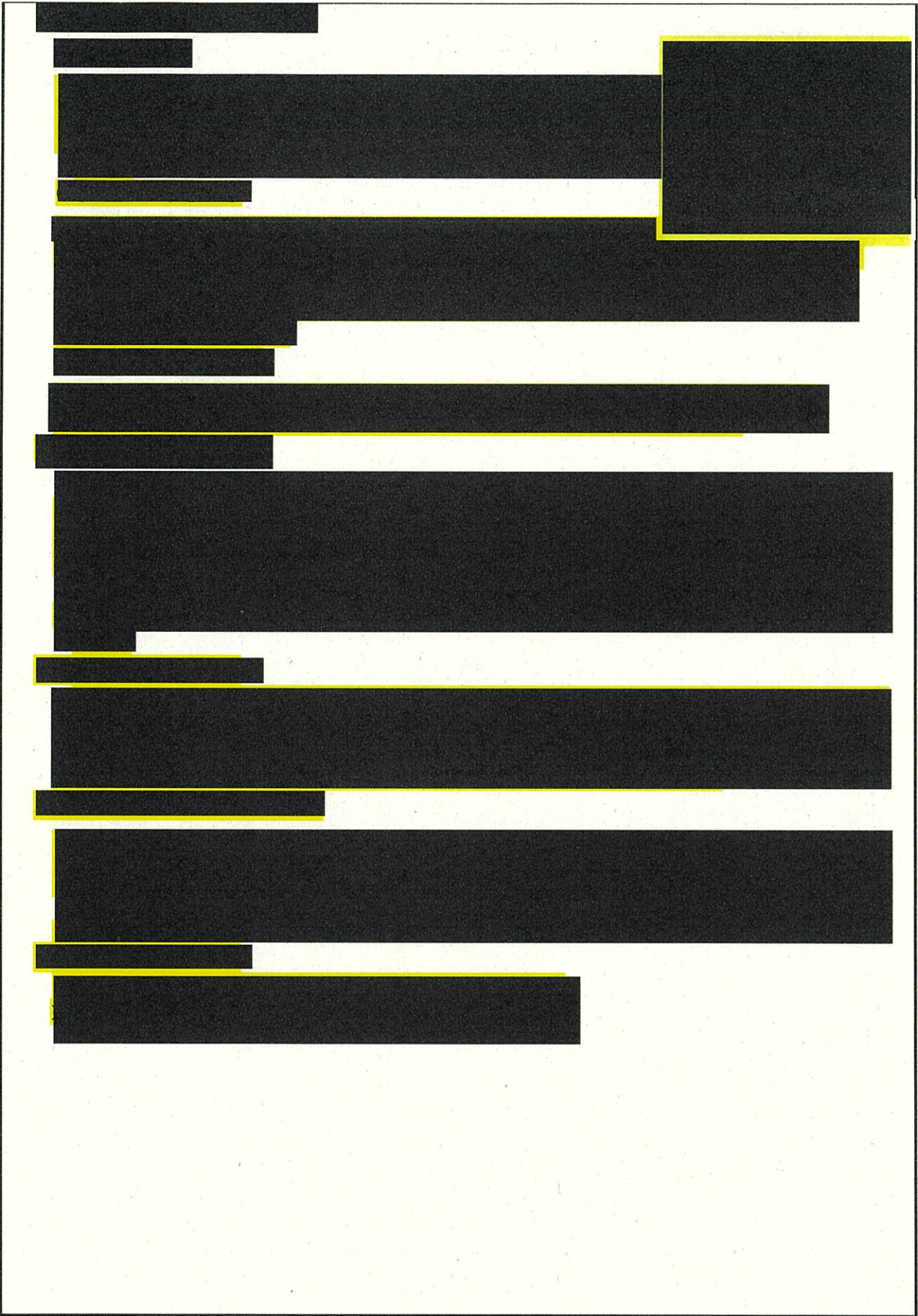


(ウ) 職員の採用



(エ) 労働環境の確保の取組





8 財政的な能力

経費積算内訳書（支出計画書）、団体等の事業計画書、収支予算書、事業実績書、決算書等により審査しますので、記載不要です。

9 コンプライアンス、社会貢献

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況

ア 基本的な考え方

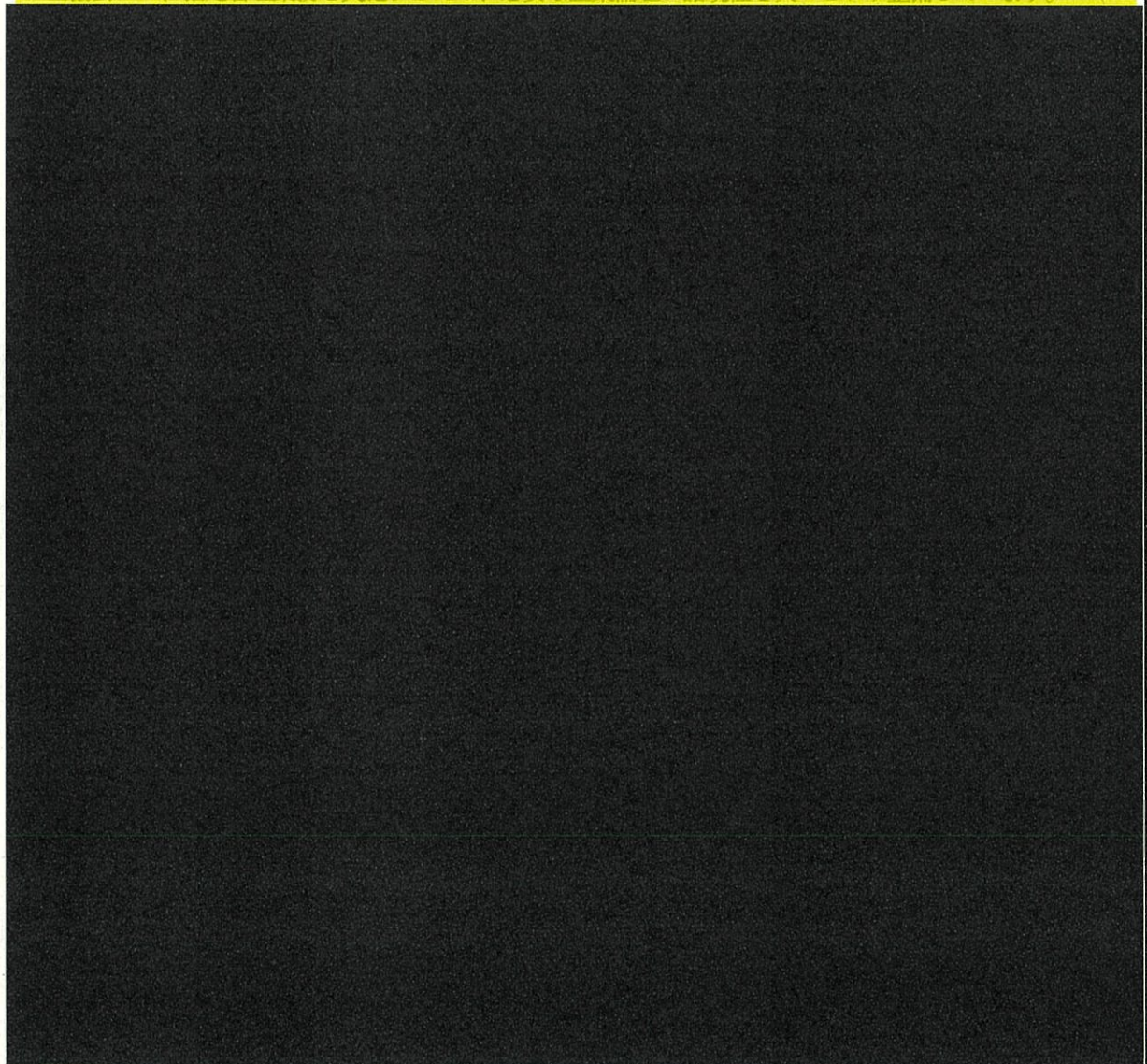
当協会は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、必要な企業倫理・諸規程を整備し、すべての役職員にその遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

それらを確保するため、行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、[REDACTED]に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、[REDACTED]では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。

特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や[REDACTED]等を通じて周知徹底を図っています。

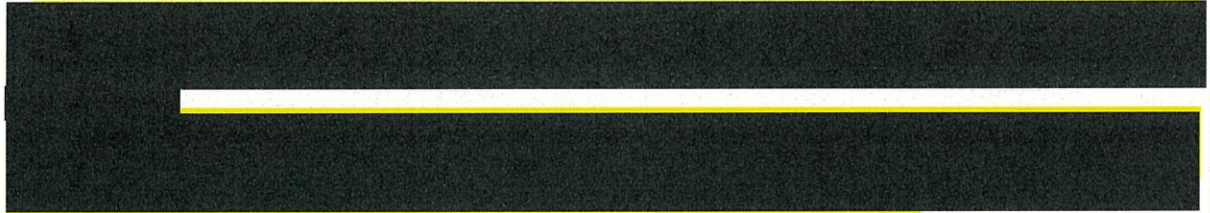
イ 指定管理業務を実施するために必要な当協会の企業倫理・諸規程の整備状況

当協会では、指定管理業務を実施するため、必要な企業倫理・諸規程を次のとおり整備しています。



ウ 施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況

(ア) 法令遵守の徹底に向けた基本的な取組



(イ) 施設整備の維持管理に関する法規、労働関係法規の法令遵守

■施設整備の維持管理に関する法規の遵守

施設の維持管理において、各種法令を遵守します。

(例) フロン排出抑制法 (エアコンフロンの点検業務) / 浄化槽法 (浄化槽点検・清掃業務) 等

■労働関係法規の遵守

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適正に運用し安全で快適な労働環境を確保します。
(募集開始の日から起算して過去3年間に労働基準監督署・年金事務所等から指摘を受けたことはありません)

■労働条件審査の受審

・ 労働条件審査を受審し、その指導に基づきより一層の労働条件の整備を実施

審査結果：法令評価「4」(最高「5」の5段階評価)

労働環境モニタリング「A」(最高「A」の5段階評価)

・ 法令評価の中で改善が求められた労働時間管理における始業・終業時刻の明確化については、規定等の改正を行うなど既に措置済

■反社会的勢力の排除(「神奈川県暴力団排除条例」の遵守)



■守秘義務



■文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開



・ 各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はHP上で公表

■管理口座・区分経理

・ 管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理

■保険の付保

・ 加入

■その他

・ 施設内やパンフレット等に指定管理者名等を適切に表示

- ・ネーミングライツパートナー制度が導入された場合は県と協議の上、看板、印刷物等の表示変更等に協力
- ・管理物品や指定管理料で取得した備品、消耗品等を適切に管理し、新たに購入した物品の内、施設運営の継続に必要なものは県と協議の上、県に帰属
- ・指定期間の終了等により業務を引継ぐ場合は円滑な引継ぎに協力

(2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

「2030 年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGs では、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、こうした認識を踏まえ、環境分野の目標達成に向けて取り組みます。

ア 環境負荷軽減の具体的取組 4つの環境目標

脱炭素社会に向けた取組 再生可能エネルギーの導入促進：再エネ電力の積極的活用 環境負荷軽減の取組：事務所等の省エネ（LED電球の使用等）、EV の活用（秦野 VC） 【新規】	生物多様性保全 丹沢地域の生物に関する情報収集・発信：フィールドでの情報収集、関係機関や登山者等との情報共有、VC での情報整理と展示、SNS 等を利用した情報発信
循環型社会への貢献 ゼロエミッション：公園の植物発生材の活用（秦野 VC）、登山者へのゴミ持ち帰りの呼びかけ、ゴミゼロトレイル 【新規】 グリーン購入：管理物品調達におけるグリーン購入促進	普及啓発の促進 環境学習イベント：観察会、学校団体受入れ等 市民団体との連携：活動の場提供と活動支援 職員の意識向上：内部研修、「環境マネジメントシステム」による PDCA 希少種・外来種等：採集や放野の防止等について展示等による普及啓発

イ 環境目標達成におけるポイント

■グリーン購入の推進

「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、グリーン購入に取り組みます。

具体的な購入品：グリーン購入総合評価指標値が 80 以上のコピー用紙や文具、トイレトーパー等

■再生可能エネルギーの導入促進

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年 1 回県に報告します。気候変動による冷暖房の使用量増加が見込まれる中、両 VC の電気使用総量が、指定管理者制度導入初年度の平成 29 年度における電気使用総量（40,341kwh）を上まわらないことを目標にします。

【R4 年度実績】電気使用総量 30,780kwh

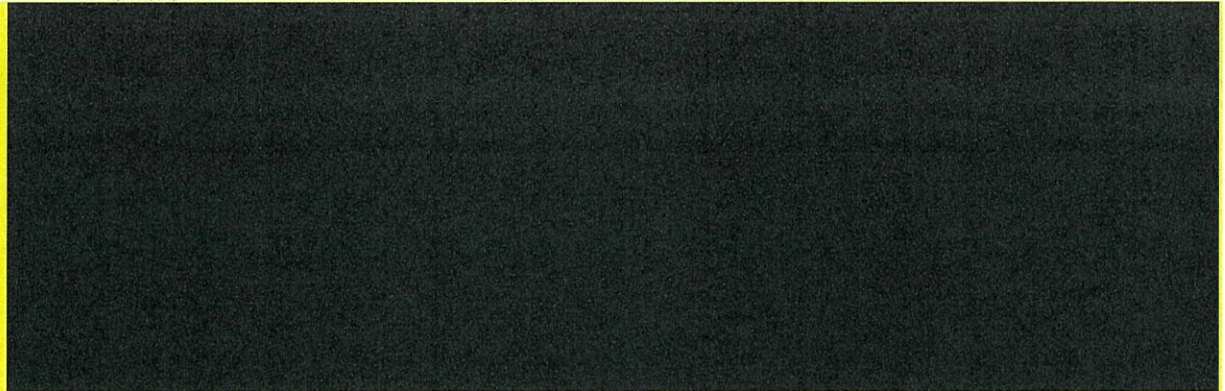
- ・両 VC を含め当協会全体として令和 4 年 4 月から再エネ電力（再エネ率 100%）を供給する電気事業者へ切替え（県から「かながわ再エネ電力利用事業者」として認定）

■神奈川県が発行する「グリーンボンド」への投資

本債券は、豪雨や台風災害への対策である「神奈川県水防災戦略」を充当対象とした「気候変動への適応」型であり、調達資金は、「神奈川県水防災戦略」における河川・海岸・砂防に関する新たな事業資金として充当されます。

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション 21※」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCAサイクルにより継続的に向上を図ります。



※エコアクション 21 とは、環境省が策定した環境マネジメントシステム。組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めています。

エ VCでの具体的な取組

■ 環境負荷軽減の取組

- ・再エネ電力（再エネ率 100%）を供給する電気事業者への切替え【脱炭素】
- ・節電・節水の励行



■ 自然環境の保全に配慮した管理運営と普及啓発の取組

○自然環境の保全に配慮した管理運営

- ・山岳情報収集での動植物の生息状況の確認や関係機関との情報共有



○普及啓発

- ・展示や HP・SNS 等による適正で安全な自然との接し方などの情報発信
- ・自然にやさしい登山マナーの普及啓発
- ・観察会や自然体験教室（プログラム）を通じ環境問題への関心を高める



(3) 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の対応

(ア) 障害者雇用状況（募集の直前の6月1日現在）

■ 法定雇用率 2.3%を達成している。

法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者数（A）	うち常用雇用障 害者数（B）	実雇用率 (B)/(A)×100	不足数 (A)×法定雇用率－(B)
197.5	8.5	4.3	0

(イ) 未達成の場合の対応

※ 達成済

(ウ) 障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無

☐ 有（計画作成命令を受けた後の対応について：)

☒ 無

イ 障がい者雇用促進の考え方と実績

(ア) 障がい者への就業機会提供の取組

当協会は、障がい者の就労を支援するため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

<当協会全体の取組>

- ・ 指定管理業務における植物管理の一部を地元社会福祉法人に委託
- ・ 障がい者雇用に繋げるため神奈川障害者職業能力開発校実習生の職場体験を受入れ
- ・ 障がい者就労支援施設の利用者が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布
- ・ 福祉作業所等が作成した菓子やグッズを販売する場を提供

(4) 障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組についての考え方

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例並びに「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、障がい者本人の立場に立った合理的配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各施設における指定管理業務でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。



ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

■ 物理的環境への配慮

・ 秦野 VC での車椅子の貸出

- ・障がいの有無に関わらず誰もが楽しめる展示「みんなの体験コーナー」の設置（秦野 VC）
- ・利用対応時の配慮

■ 意思疎通の配慮

- ・筆談や大きめな声で話すなどの対応する用意ができていることを示す“耳マーク”の掲示
- ・聴覚障がいのある方とのコミュニケーションツール（コミュニケーションボード等）を設置

（５） 神奈川県手話言語条例への対応

聴覚障がい者の利用環境の向上を図るため、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

[Redacted]

[Redacted]	
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

- ・コミュニケーションツール（コミュニケーションボード等）の設置
- ・電話以外の問い合わせツール（電子メール、FAX）の用意

（６）社会貢献活動等、CSR の考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組

当協会では、CSR を「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋がっていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指す SDGs の理念とも繋がるため、その取組に積極的にコミットしています。この目標を達成するため、VC や公園の管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っており、引き続き、VC の管理運営においても、社会貢献活動等、CSR に取り組みます。

ア 社会貢献活動等、CSR の実績

VC や公園等管理運営事業等を通じた取組	公益事業等としての社会貢献
● 地元企業への発注・物品調達、地域雇用、地元商工会、観光協会との連携、地域活性化イベント等による経済の地域循環 ● 公園緑地等に関する大学等の研究、教育の場の提供、幼稚園、学校等の校外学習への協力 ● 企業の CSR 活動の支援 ● フォトコンテスト等による県立公園や自然公園全体の PR、自然環境の保全等の普及啓発 ● グリーンアーカイブスでの公園緑地等関係資料の保存・整理・閲覧	● 自治会、市民団体等の緑化活動を促進するため、公募による活動団体への花苗配布を実施（福祉施設が生産した花苗を調達し配布） ● 大和市渋谷学習センターで「親子で学ぶ SDGs 入門」出張講座を開催 ● 学校等への講師派遣による自然環境の保全等に関する普及啓発を実施 ● 横浜市の「ガーデンネックレス横浜」に参画し、市街地の緑化活動の一環として神奈川県庁でのハンギングバスケットの展示や四季の森公園におけるウェルカムガーデンの取組 ● 地域と連携した公園や VC 周辺等の清掃活動「ゴミゼロアクセス」「ゴミゼロトレイル」等を実施 ● 遊休農地を借り上げ、県内の学校、商業施設等の緑化活動に活用される苗木を生産 ● 県民の健康や福祉に資する「ねんりんピック神奈川 2022」への協賛、イベント参加 ● 地球温暖化防止に貢献する「森を育む紙製飲料容器普及協議会（もりかみ協議会）」への協力



配布した花苗の市民団体による植栽様子



四季の森公園のウェルカムガーデン



「ねんりんピックかながわ 2022」交流イベントでのブース出展、紙製飲料容器 PR

イ SDGs（持続可能な開発目標）への取組

当協会では、2017年12月のエコプロへの出展を契機に、いち早く公園やVCの管理運営とSDGsの親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。

VCではその特性を踏まえ、SDGs目標4（質の高い教育をみんなに）、13（気候変動に具体的な対策を）、15（陸の豊かさを守ろう）、17（パートナーシップで目標を達成しよう）を中心に、持続可能な社会の実現に向けた取組を加速していきます。

■多様なニーズに沿った学習の場の提供

丹沢地域の自然環境や歴史について、利用者の特性にあわせた解説やプログラムを実施するほか、展示内容やテーブルの配置等に工夫を施し、子どもから高齢者、障がいの有無に関わらず誰もが楽しめる「みんなの体験コーナー」を設置します。



■適正で安全な自然とのふれあいの普及啓発

安全登山や登山マナー、自然環境や動植物との関わり方について、展示や「自然体験プログラム」や「登山教室」などを実施することで、実践的な学びを通じた普及啓発を行います。



■丹沢の担い手となる人材育成の促進

丹沢での自然保護活動持続のため、利用者の関心度やニーズに合わせたプログラムを展開することで、段階的に丹沢への興味関心を高め、将来的に丹沢の自然保護活動等を担う人材育成の促進を図ります。

また、既に活動している方や活動したいと考えている方が成果や技術、知識を伝える場等としてVCを活用できるよう、展示や持ち込みイベントの相談窓口を設ける「フレンズ制度」を導入します。



■生物多様性保全

丹沢地域の動植物に関する情報を収集し生息状況等を把握するほか、収集した情報の発信や関係機関との共有を図ります。

また、XXXXXXXXXXや植樹活動への参加を通じ、丹沢大山地域や神奈川県内の生物多様性保全を図ります。



■環境教育の推進

丹沢地域の環境教育を担うインタープリターとして、VC での利用者対応や SNS 等での情報発信により、自然情報の発信を行うほか、自然観察会の開催や学校団体の受入れ、自主事業として、学校等への VC 職員の講師派遣を行い、丹沢の自然環境を学ぶプログラムを実施します。



■脱炭素社会に向けた取組

VC も含め当協会全体として、施設の使用電力について再エネ電力への切り替えを行ったほか、VC では照明の LED 化や EV の導入等により炭素排出量の削減に努めます。



■丹沢をとりまく多様な主体との連携

地元自治体等の公的機関やボランティア等の丹沢で活動する団体等のみならず、XXXXXXXXXXとも連携を深めることで地域一体となって丹沢地域の自然再生や地域振興に取り組みます。



■協会運営における SDGs の取組

○労働環境の整備

働きやすい労働環境を整備しワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

○障がい者雇用

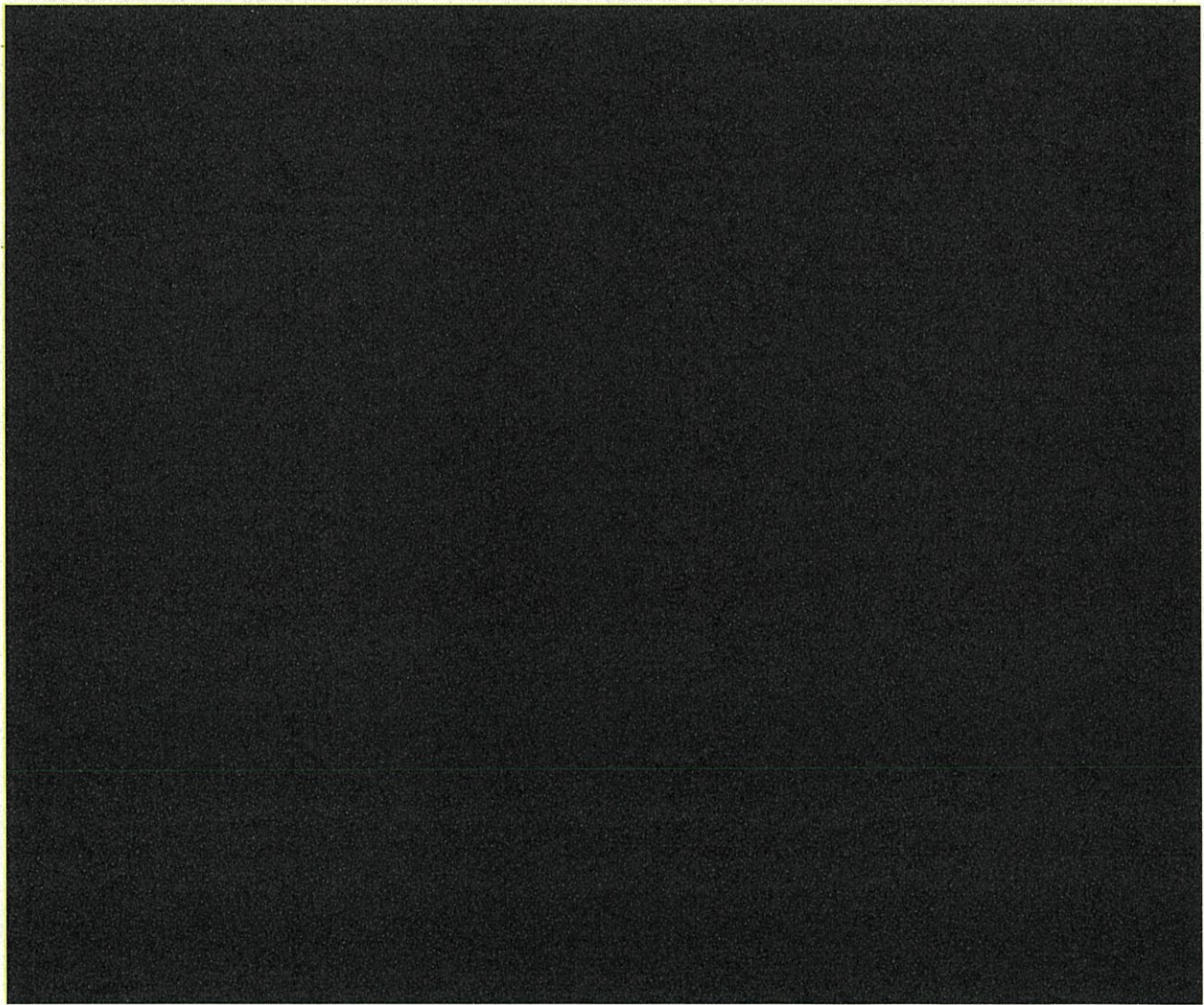
当協会における障がい者雇用の促進はもとより、障がい者就労施設への積極的な業務発注等に努め、障がい者の就労を支援します。

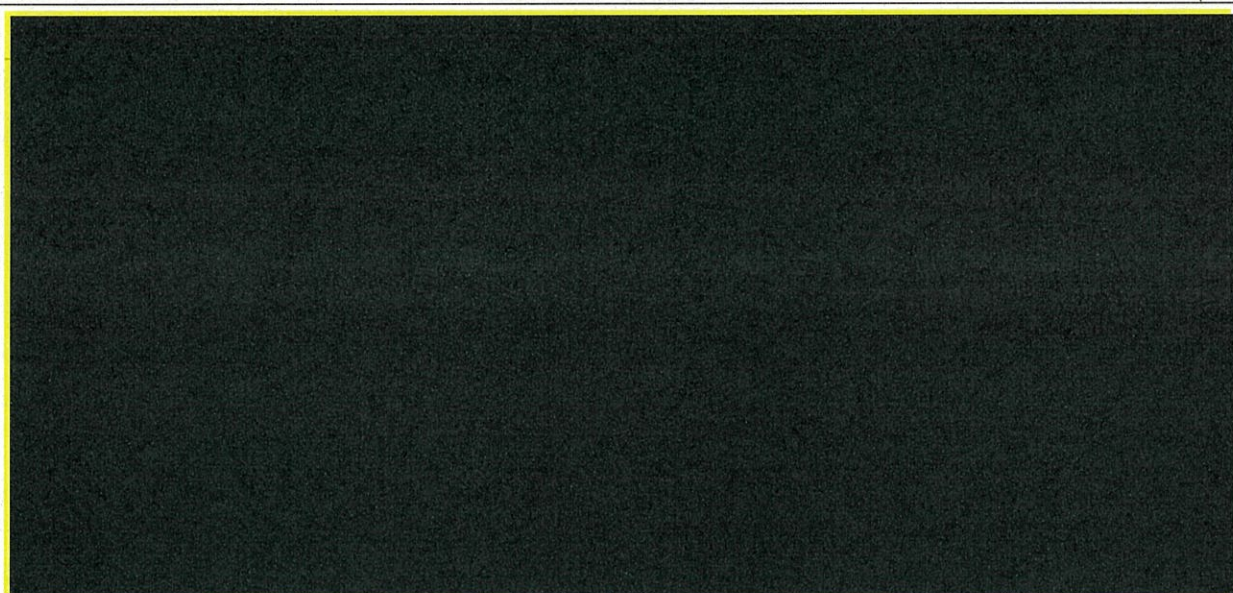
○ジェンダー平等

意欲と能力のある女性の積極的登用のほか、男女を問わず育児休暇等の積極的な取得を職員に促し、男女共同参画の取組を進めます。

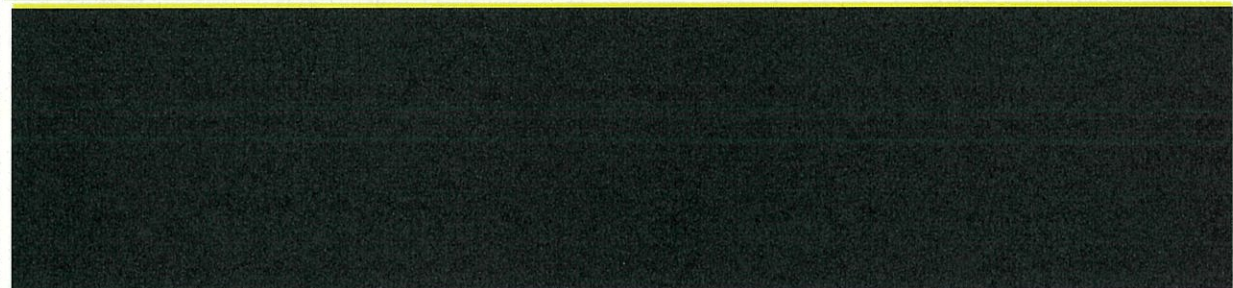
○透明性の高い法人経営

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等に基づき、公益法人として透明性の高い法人経営を行います。

10 事故・不祥事への対応、個人情報保護**(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況**A large black rectangular box redacting the content of the first section.**(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況****ア 個人情報保護のための方針・体制**A large black rectangular box redacting the content of the second section.



イ 職員に対する教育・研修体制



ウ 個人情報の取扱いの状況

